

諫早市立学校の教育職員に関する
業務量管理・健康確保措置実施計画

令和 8 年 5 月

諫早市教育委員会

目 次

1. 計画の趣旨・現状	1
2. 目標	2
3. 計画の期間	3
4. 実施する業務量管理・健康確保措置の内容	3
5. 関連する取組、今後のフォローアップについて	6

1. 計画の趣旨、現状

(1) 計画の趣旨

学校教育における子どもの健やかな成長と豊かな学びの実現には教育職員が毎日元気に子どもと接し、一人一人にしっかりと心を配り、もてる力のすべてを傾けていくことが大切である。そのため、教育職員の心身の健康維持に加え、教育の質の向上を確保するという観点から諫早市版働き方改革を推進しているところである。

(2) 本市の現状

本市では、令和2年3月に、所管に属する学校の教育職員の在校等時間の上限に関する方針として「諫早市立小・中学校の教育職員の勤務時間の上限に関する規則」（以下「規則」という）を定め、教育職員の在校等時間の管理及びその時間の縮減に取り組んできた。市立小中学校教育職員の勤務時間はおおむね8時00分から16時30分までである。

こうした取組の結果、本市における教育職員の時間外在校等時間の状況について、令和6年度は以下のとおりであった。

【令和6年度の時間外在校等時間の状況】

		月45時間を上回る割合	月80時間を上回る割合
小学校	校長	8.3%	0.0%
	副校長 教頭	45.2%	1.9%
	一般教育職員	4.4%	0.0%
中学校	校長	6.0%	0.0%
	副校長 教頭	53.3%	0.4%
	一般教育職員	19.9%	0.8%

時間外在校等時間が4 5時間を超える割合がそれぞれの校種及び役職において高い。小学校では「児童生徒の指導に間接的に関わる業務（授業準備・成績処理）」、中学校では「児童生徒の指導に直接的に関わる業務（部活動・社会体育）」の業務が超過勤務の原因とされ、負担感が大きくなっていると考ええる。諫早市教育委員会及び学校、地域における組織的な業務負担施策を図ることによって、教育職員の業務に、教育の質の向上のために必要な時間的余裕を創出することが必要である。

こうしたことを踏まえ、公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法第8条に基づき本計画を策定するものである。

2. 目標

本計画において達成を目指す目標は以下のとおり。

(1) 時間外在校等時間に関する目標

- ・ 1箇月時間外在校等時間が4 5時間以下の割合を100%にする。
- ・ 1年間における1箇月時間外在校等時間の平均時間を30時間程度にする。

(2) ワーク・ライフ・バランスや働きがい等に関する目標

- ・ 年間の年次有給休暇の平均取得日数を16日以上にする。

【令和6年度年次休暇平均取得日数】

小学校		中学校	
男性	女性	男性	女性
17.8 日	18.3 日	16.5 日	16.9 日

- ・ 県教委実施教育職員アンケートにおける「働きがい改革が進んでいるか」という項目で肯定的に回答している割合を80%以上にする。(令和7年度は、67%)
- ・ 教育職員が、児童生徒や保護者との信頼関係の構築や専門性の発揮などにより、生き生きと教育活動に取り組み、働きがいを実感できることを目指す。

3. 計画の期間

令和8年度～令和11年度

4. 実施する業務量管理・健康確保措置の内容

本市では、本計画期間中の重点事項として、以下の内容に取り組む。

(1)「業務の3分類」(「資料」参照)を踏まえた業務の見直し

イ 学校以外が担うべき業務

- ◆ 登下校時の通学路における日常的な見守り活動等
 - ・ 各地域の実情を踏まえつつ、児童生徒が学校に登校する時間の見直しを推進する。
 - ・ 交通安全推進団体等による通学路の見守り活動を推進する。
- ◆ 放課後から夜間などにおける校外の見回り、児童生徒が補導された時の対応
 - ・ 放課後から夜間における見回りについては、市少年補導員による21校区別の地域見守り活動を推進し、学校における自主的な見回りは原則行わないこととする。
 - ・ 学校警察連絡協議会等において、補導された児童生徒の引取りについては、保護者が第一義的な責任を負うことについて認識を共有する。
- ◆ 学校徴収金の徴収・管理
 - ・ 担任が直接現金の徴収にかかわることがないようなシステムを構築する。
- ◆ 保護者等からの過剰な苦情や不当な要求等の学校だけでは対応が困難な事案への対応
 - ・ 学校教育アドバイザーを配置し、事案ごとに解決策を整理し、提示し、学校とともに対応する。

ロ 教師以外が積極的に参画すべき業務

◆ 調査・統計等への回答

- ・校務支援システムの機能等を活用することによって、市から学校に発出される調査の回答に係る事務負担を軽減する。

◆ 開錠・施錠

- ・校舎の開錠・施錠を副校長・教頭に固定せず、役割分担の見直しを促進する。

※日々の施設の見回りや管理については管理職が行う。

◆ 児童生徒の休み時間における安全への配慮

- ・児童生徒の事故等の危険性が具体的に予見できる事情がある場合は、職員の休憩時間をずらしたり地域住民等の支援や輪番等を促進したりして複数で見守り・支援できる体制を整備する。

◆ 校内清掃

- ・学校の実情に応じて、毎日の清掃活動から週2回～週3回と柔軟に設定する。

◆ 部活動

- ・令和12年度末までに、平日の部活動の地域展開を目指し、「スポーツ・文化活動地域展開事業」を進める。

ハ 教師の業務だが、負担軽減を促進すべき業務

◆ 授業準備、学習評価や成績処理

- ・授業準備や学習評価に関する資料を共有化するシステムを構築する。
- ・校務支援システムの機能を活用することによって、成績処理等に係る事務負担を軽減する。

◆ 支援が必要な児童生徒・家庭への対応

- ・スクールカウンセラー・スクールソーシャルワーカー等を生徒指導関係の対応へ積極的に参加させ、専門的な知見を活用しつつ教職員が連携・協働した支援体制を構築する。

- ・教育委員会において、医療・福祉・警察等の関係機関と学校との連携に関する研修を少なくとも年1回は実施することで、学校が組織として関係機関と連携・協働し、適切な役割分担のもと支援を行うことのできる体制を構築する。
- ・特別支援教育補助員（医療的ケアを行う補助員を含む）、医療・福祉に関する専門的な人材の学校への派遣を拡充する。

（２）学校における措置の推進

学校における以下の措置を推進することで、教育職員が担う業務の適正化を図る。

- ・各学校の教育課程における年間総授業時数や週当たり授業時数については、年度当初の計画段階で真に必要な時数となるよう設定する。特に、標準授業時数を大幅に上回って（小4以上は年間で1086単位時間以上）編成されている場合には、指導体制に見合うものとなるよう見直す。
- ・当初の狙ねらいが形骸化し十分な効果が見込めない活動等の精査、清掃時間・頻度の見直し、放課後の活動時間の勤務時間内での設定など、日課表の工夫を行う。
- ・デジタル技術の活用により、①児童生徒への調査・アンケート②宿題やテスト作成などの校務について効率化し、「GIGA スクール構想の下での校務 DX チェックリスト」に基づいた自己点検の達成状況（半分以上実施している割合）を、①44.8%から 70%に、②14.7%から 20%にする。

（３）教育職員の健康及び福祉の確保に関する取組

教育職員の健康及び福祉を確保するため、労働安全衛生法等の規定を遵守するとともに、以下の内容に取り組む。

- ・ 1 か月時間外在校等時間が 80 時間を超えた教育職員に医師による面接指導を実施する。
- ・ 11 時間を目安とする勤務間インターバルの確保に取り組む。
- ・ 50 人未満の学校も含め、ストレスチェックの実施率を 100%とし、実施後の集団分析の結果等も活用して職場環境の改善を推進する。
- ・ 心身の健康問題についての相談窓口を設置する。
- ・ 年次有給休暇についてまとまった日数連続して取得できるよう、各学校に対して取得を促進する。
- ・ 令和 8 年度中に、学校における定時退校日を月 5 回以上設定するよう推進し、長期休業等の期間中に 5 日間の一斉閉校期間の設定を行う。
- ・ フレックスタイム制による働き方を周知する。

5. 関連する取組、今後のフォローアップについて

- ・ 取組の着実な実行を図るため、市内各学校の教育職員の在校等時間の状況を把握し、毎年度、市の HP で公表するとともに、定例の教育委員会及び総合教育会議において報告することとする。
- ・ 学校での児童生徒等の支援に当たる医療・福祉に関する人材の確保に当たり、関係部局・関係機関とともに取り組む。
- ・ 時間外在校等時間にかかる目標の達成状況については、本市で導入している出退勤管理システムで把握する。
- ・ 教育委員会において、各学校の状況を確認し、本計画の内容に照らして課題が見られるときは、当該学校に聞き取り・指導等を実施する。特に、時間外在校等時間が長時間となっている教育職員がいる学校や、業務の持ち帰りや休憩時間の確保が課題となっている学校に対しては、当該年度中にも速やかに状況が改善されることを目指し、当該学校に対する個別の支援・指導を実施する。

- ・各学校における働き方改革の取組が進むよう、様々な機会を捉え各学校へ本計画の周知を行うとともに、管理職向けにマネジメント等に関する研修を充実させるなど、教育委員会からの支援を強化する。各学校においては、校長をはじめとした管理職のリーダーシップのもと、学校運営協議会における協議等も踏まえつつ、本計画に基づき、教育職員の働き方改革に向けた取組を実施する。
- ・各学校の在校等時間の状況を、教育委員会が毎月確認し、定例教育委員会場で報告する。
- ・保護者、地域の理解を促進するため、市長部局と連携し、保護者や地域の各自治会等に対して、本市における「業務の3分類」をはじめとする業務量管理・健康確保措置の内容について周知を行うとともに、具体の項目について協力を得られるよう取り組む。